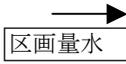
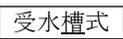


## 水道維持管理指針2006(初版) 正誤表

頁	訂正箇所	誤	正
参考資料 目次		アンケートⅤ (機械電気設備・計 装設備)	アンケートⅣ (機械電気設備・計 装設備)
35	図-1.3.3 法令等	給水装置の構造及び材質の基準を定 める省令	給水装置の構造及び材質の基準に関 する省令
35	図-1.3.3 安全で良質な水道水 の確保	水質自動計器による監視	自動水質計器による監視
44	表-1.4.1 水道技術管理者資格 認定講習会	水道技術管理者資格認定講習会	水道技術管理者資格取得講習会
44	表-1.4.1 水道技術管理者資格 認定講習会	各都道府県水道主管部の推薦を受け た水道技術者	勤務先の代表者の推薦を受けた水道 技術者
44	表-1.4.1 水道技術管理者資格 認定講習会	講習期間は16日間	講習期間は学科講習15日間、実務研 修15日間
44	表-1.4.1 水道基礎講座	現に水道関係に従事している新人会 員	現に水道関係の業務に従事している 新人職員
53	表-1.5.4 12保安技術管理者 (資格名称)	乙種	甲種
53	表-1.5.4 12保安主任者 (資格名称)	甲種	乙種
55	表-1.5.4 21放射線取扱主任者 (業務内容)	無線設備の技術操作	放射線障害の発生を防止するための 予防規定の実施
55	表-1.5.4 23特殊無線技士(無 線従事者) (業務内容)	アナログ伝送路設備の接続工事、監 督	無線設備の技術操作
55	表-1.5.4 24電気通信工事担任 者(業務内容)	放射線障害の発生を防止するための 予防規定の実施	アナログ伝送路設備の接続工事、監 督
86	左側 18行目	肺炎を起こすことがある	肺炎を起こすことがある。_
87	左側 下から5行目	重傷の	重症の
87	右側 6行目	mg/L以下のときは、呼吸缶式防毒マ スクを用いればよいが、 10,000mg/L以上の場合や、濃度が 不明の場合又は長時間暴露される場 合には、空気マスク又はホースマ スクを使用する。	ppm以下のときは、隔離式防毒マ スクを用いればよいが、10,000ppm以 上の場合や、濃度が不明の場合又は 長時間暴露される場合には、空気呼 吸器又はホースマスクを使用する。
91	表-2.3.2 アクリルアミド (取扱い上の注意)	(2)粉じんなどの発散源には密閉式 の設備又は局所排気装置を設ける	(2)粉じんなどの発散源には密閉式 の設備又は局所排気装置を設ける。_
91	左側 4行目	事故やケガも多く	事故や怪我也多く
92	左側 22行目	(消防法第13条の3)	(消防法第13条の3)。 <u>。</u>
93	右側 22行目	接地金具取付け中札を見易い	接地金具取付け中の <u>札</u> を見易い
96	左側 11行目	栓が突出しないよう措置をとる。	栓が飛び出さないよう措置をとる。
96	左側 12行目	④栓のボルトは、少しずつ、かつ全 体のボルトを平均に緩めるが、作業 は栓の正面で行わないようにする。	④栓のボルトを緩める作業は、栓の 正面で行わないようにする。 <u>。</u>
96	右側 7行目	(産業廃棄物処理法)	(廃棄物処理法)
96	右側 下から7行目	従事者の待避、点火源の使用禁止	従事者の退避、点火源の使用禁止

頁	訂正箇所	誤	正
132	表-2.4.2	(発生状況) 二回線受電～ 鋼管布設工事～ 原水ポンプ～ 倉庫上で～	4行全て削除 (前ページの表と重複しているため)
138	左側 下から15行目	切り離し油温が	切り離し、油温が
158	図-3.2.10	厚生省 他	厚生労働省 他
182	右側 22行目	減少傾向にあったが平成14年度には	減少傾向にあったが平成15年度には
184	図-3.5.1 凡例	トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン
248	右側 1行目	アンモニア性窒素	アンモニア態窒素
263	左側 下から4行目	膜濾過方式の <u>いずれかの方法</u> により	膜濾過方式等により
264	表-7.1.1 高度浄水処理及びその他の処理 フッ素の右段	骨灰法	骨炭法
288	図-7.5.1	図-7.5.1 凝集沈殿池	図-7.5.1 凝集沈澱池
306	表-7.6.5 北九州市水道局濾層構成のC	均等係数129	均等係数1.29
313	右側 下から15行目	侵透	浸透
316	右側 12行目	日光、紫外線、 <u>湿度</u> の	日光、紫外線、 <u>温度</u> の
338	右側 下から7行目	塩素との反応時間を <u>確認</u> する方法	塩素との反応時間を <u>確保</u> する方法
343	左側 7行目	JWWA <u>K</u> 114-2006	JWWA <u>A</u> 114-2006
357	左側 下から7行目	菌体の流出、 <u>ときには地下水性生物のナビクラ (Navicula) や線虫類の流出がある。</u>	菌体の流出がある。
362	表-7.18.1 調整・濃縮濃度調整槽 日常点検	異常音、振動電流値、	異常音、振動、 <u>電</u> 流値、
389	右側 12行目	物理浄水	物理洗淨
395	表-8.2.4 水温が低い場合	・一般に流束が <u>遅</u> くなる。	・一般に流束が <u>小</u> くなる。
431	左側 9行目	ポンプは吐、 <u>出</u> 弁を	ポンプは、 <u>吐</u> 出弁を
440	図-9.5.6	管路更新優先度評価	管路更新優先度 <u>定量</u> 評価
440	図-9.5.6	総合物理的点数 (点)	総合物理的 <u>評価</u> 点数 (点)
458	図-9.5.16 (左下図)		
462	図-9.5.20	漏水防止対策 (給水管の整理)	漏水防止対策 (給水管の整理例)
463	表-9.5.21 口径	〇〇 <u>耗</u>	〇〇 <u>mm</u>
464	表-9.5.22	独立水管橋 (鋼管製、ダクタイル鉄管性、 <u>铸铁管製</u> ) の簡易耐震診断表	独立水管橋 (鋼管、ダクタイル鉄管、 <u>铸铁管</u> ) の簡易耐震診断表
465	表-9.5.23	添架水管橋 (鋼管製、ダクタイル鉄管性、 <u>铸铁管製</u> ) の簡易耐震診断表	添架水管橋 (鋼管、ダクタイル鉄管、 <u>铸铁管</u> ) の簡易耐震診断表
478	図-10.1.1	保険所設置都市が条例を定め規制することは可能	保健所設置都市が条例を定め規制することは可能
485	右側 【受水槽式の種類】		
509	右側 下から21行目	水道法第19条第 <u>1</u> 項第2号	水道法第19条第 <u>2</u> 項第3号

頁	訂正箇所	誤	正
511	右側 下から8行目	「水道法第25条の5第3項の基づく給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る取扱いについて」（平成11年生衛発第1185号）が厚生労働省から	「水道法第25条の5第3項に基づき給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る取扱いについて」（平成11年生衛発第1185号）が厚生省から
543	右側 下から15行目	(1)最大口径350mmの撤廃	(1)最大口径の概念がない
544	右側 下から9行目	計量範囲は、 <u>最小流量と転移流量の比</u>	計量範囲は、 <u>定格最大流量と定格最小流量の比</u>
552	右側 7行目	徴候	兆候
557	右側 5行目	<b>表-11.1.1や<u>水道設備トラブル</u></b>	<b>表-11.1.1や水道設備トラブル</b>
558	右側 5行目	水需要動向 <u>や</u> 拡張性	水需要動向 <u>及び</u> 拡張性
560	左側 3行目	(4)火薬類を製造する事業場 <u>。</u>	(4)火薬類を製造する事業場
562	右側 21行目	年間を通じて <u>安定</u> 確実に取水できる	年間を通じて確実に <u>安定</u> 取水できる
572	右側 下から1行目	事故事例などの情報 <u>集積</u> の面で	事故事例などの情報 <u>収集</u> の面で
578	左側 25行目	電圧及び周波速度を一定に	電圧及び周波数を一定に
596	左側 6行目	水量や水圧の調整 <u>や</u> 機器の保護	水量や水圧の調整 <u>及び</u> 機器の保護
596	左側 下から1行目	バルブの	② バルブの
606	右側 下から3行目	沈澱地底部の <u>ガードレール</u> に沿って	沈澱地底部の <u>ガイドレール</u> に沿って
620	左側 16行目	選任等が義務 <u>づ</u> けられている。	選任等が義務 <u>付</u> けられている。
622	右側 12行目	手入りに <u>当</u> っては、傷、	手入りに <u>当た</u> っては、傷、
623	右側 下から16行目	<u>提出</u>	<u>検出</u>
636	左側 10行目	洗浄装置等で構成される回転円板装置は、	洗浄装置等で構成され、 <u>回転円板装置は、</u>
636	右側 下から9行目	③運転修了後は、微細濾網に	③運転終了後は、微細濾網に
640	右側 下から6行目	調整・濃縮槽の各設備は、設備の重要度、稼働状況に応じて点検リストを作成し点検・整備する。調整槽・濃縮槽設備の点検・整備例を	調整・濃縮槽等の各設備は、設備の重要度、稼働状況に応じて点検リストを作成し点検・整備する。調整槽・濃縮槽等設備の点検・整備例を
640	右側 下から2行目	調整・濃縮槽設備の故障と対策例を	調整・濃縮槽等設備の故障と対策例を
640	表-11.9.1	調整槽・濃縮槽設備の点検・整備例	調整槽・濃縮槽等設備の点検・整備例
641	表-11.9.2	調整槽・濃縮槽設備の故障と対策例	調整槽・濃縮槽等設備の故障と対策例
641	表-11.9.2	排水 <u>地</u> ・排泥池	排水 <u>池</u> ・排泥池
642	左側 下から2行目	凍結融解設備は、完全に	凍結融解脱水設備は、完全に
648	左側 下から4行目	の状態に注意する。 <u>各種集塵設備の点検・整備例を表-11.9.7に示す。</u>	の状態に注意する。
649	右側 下から3行目	縁抵抗の測定 4. 故障と対策	縁抵抗の測定 各種集塵設備の点検・整備例を <u>表-11.9.7に示す。</u> 4. 故障と対策
686	右側 下から5行目	①ネズミなどによる食害、蛇など小動物の盤内 <u>進入</u> による	①ネズミなどによる食害、蛇など小動物の盤内 <u>侵入</u> による
697	左側 15行目 〔参考-11.1〕	あわせて劣化及び磨耗等に	あわせて劣化及び磨耗等に

頁	訂正箇所	誤	正
699	右側 6行目	33. 保安規定届出様式	33. 保安規程届出様式
713	左側 下から2行目	保全情報の種類	運転・保全情報の種類
723	右側 下から5行目	点検整備、緊急対応等プラント	点検・整備、緊急対応等プラント
725	左側 9行目	の徴候がないかを	の兆候がないかを
725	左側 25行目	都度、委託会社に連絡して	都度、受託会社に連絡して
725	左側 下から8行目	委託者のシステムを	受託者のシステムを
725	左側 下から7行目	委託者の専門技術者が	受託者の専門技術者が
726	左側 下から1行目	速やかに委託者に対し	速やかに受託者に対し
726	右側 下から3行目	参考表-12.12	参考表-12.1.2
731	参考表-12.3.1 (評点を引用する欄)	機能は第二段階	機能は段階2
735	右側 表中	入退出システム用 LDC	入退出システム用 LCD
736	左側 9行目	マニアル	マニュアル
	左側 11行目		
737	右側 13行目	準じて施行され	準じて施工され
737	右側 16行目	接地及や避雷針用接地	接地及び避雷針用接地
739	右側 下から6行目	侵入	侵入
741	左側 12行目		
742	表-12.5.3 パルスのノイズ	EET (Electrical Fast Transient)	EFT (Electrical Fast Transient)
799	表-13.1.3-1 46 pH値	主に地表水では6~7	主に地下水では6~7
842	左側 下から22行目	以下、「ビル管理法」という。) )	以下、「建築物衛生法」という。) )
847	左側 17行目	厚生労働省は飲料水を原水とする	厚生労働省は飲料水を原因とする
847	左側 20行目	「飲料水健康危機管理実施要綱」	「飲料水健康危機管理実施要領」
	左側 23行目		
854	右側 下から11行目	策定のための手引書) )。	策定のための手引書 (日本水道協会) 参照) )。
855	右側 下から4行目	図られている(参考資料 (CD-ROM)4.3水道水源の保全に関する取り組み参照) )。	図られている) )。
859	表-13.6.3 4 詫間町水道事業 (高瀬川)	【問題】 ・詫間町汐木浄水場の取水地点におけるCOD	【問題】 ・詫間町汐木浄水場の取水地点におけるBOD
861	左側 下から1行目	上層に残るので、濁水は	上層に残り、濁水は
861	右側 下から4行目	(湖沼環境調査指針 (公害対策同友会) 水道の水質調査法 (技法堂出版) ) )。	(湖沼環境調査指針 (公害対策同友会) 及び水道の水質調査法 (技報堂出版) 参照) )。
865	左側 8行目	(土木技術資料) )がある。	(土木技術資料) )がある。
878	左側 8行目	(8.2MF/膜濾過施設の維持管理 参照) )。	(8.2MF/UF膜濾過施設の維持管理 参照) )。
881	右側 10行目	残留塩素	残留塩素
	右側 23行目		
885	図-13.9.1 基本項目	有機物 (TOC) 消費量 総硬度 ～ 一般細菌 大腸菌群	有機物 (TOC) 総硬度 ～ 一般細菌 大腸菌

頁	訂正箇所	誤	正
888	右側 10行目	貯水道水道	貯水槽水道
889	左側 下から10行目	しかし、生物を毒性物質	また、生物を毒性物質
889	左側 下から2行目	また、油汚染の監視を行う	油汚染の監視を行う
894	表-13.10.3	突発水質汚染の監視対策指針2002	魚類が異常行動を起したときの反応
896	左側 20行目	給水用具の維持管理指針2004 参照)。	給水用具の維持管理指針2004 (日本水道協会) 参照)。